

中種子町基準（教育標準時間認定）		
階層	区分	1号認定
		教育標準時間
1	生活保護世帯	0
2	市町村民税非課税世帯 （ひとり親世帯等）	0
3	市町村民税均等割課税世帯 （ひとり親世帯等）	3,000 (0)
4	市町村民税所得割課税額	77,100 円未満 （ひとり親世帯等）
5		211,200 円未満
6	211,200 円以上	21,300

中種子町基準（保育認定）							
階層	区分	3歳未満（3号認定）		3歳（2号認定）		4歳以上（2号認定）	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
1	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0
2	市町村民税非課税世帯 （ひとり親等世帯）	9,000 (0)	9,000 (0)	6,000 (0)	6,000 (0)	6,000 (0)	6,000 (0)
3	市町村民税均等割課税世帯 （ひとり親世帯等）	14,200 (9,000)	13,000 (9,000)	10,200 (6,000)	10,000 (6,000)	10,200 (6,000)	10,000 (6,000)
4	市町村民税所得割課税額	48,600 円未満 （ひとり親世帯等）	19,500 (9,000)	19,300 (9,000)	16,500 (6,000)	16,300 (6,000)	16,500 (6,000)
5		72,800 円未満	24,700	24,400	21,700	21,400	21,700
6		97,000 円未満	30,000	29,600	27,000	26,600	27,000
7		133,000 円未満	37,200	36,700	30,900	29,200	28,690
8		169,000 円未満	44,500	43,900	34,850	31,820	28,690
9		235,000 円未満	52,700	51,900	34,850	31,820	28,690
10		301,000 円未満	61,000	60,100	34,850	31,820	28,690
11		397,000 円未満	80,000	78,160	34,850	31,820	28,690
12	397,000 円以上	81,190	78,160	34,850	31,820	28,690	

※保育料は、養育者（保護者）の市町村民税所得割額の合算により決定します。（ただし、生計の中心が祖父母などの場合には、祖父母などの税額で決定することがあります。）対象となる市町村民税額は、4月から8月が平成28年度分（平成27年中所得に対する市町村民税）、9月から翌年3月が平成29年度分（平成28年中所得に対する市町村民税）となります。

※1号認定では小学校3年以下の範囲、2・3号認定は小学校就学前の範囲において、施設を同時に利用する第2子は半額、第3子以降は無料となります。ただし、年収約360万円未満相当（所得割課税額1号77,100円以下、2・3号57,700円未満）の世帯においては多子のカウントにおける年齢制限がありません。

※年収約360万円未満相当（所得割課税額77,100円以下）のひとり親世帯等については、第2子以降は無料となります（年齢制限なし）。

※この他、所得割課税額97,000円未満の多子世帯には、鹿児島県の多子世帯保育料軽減があります。